

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和元年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分)	15,148千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	409,161千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	10,383			4	587	9,792
	障害者福祉事業	60,438	38,855		1,473	1,137	18,973
	高齢者福祉事業	36,097	17,986		3,172	844	14,095
	福祉医療給付事業	12,436	5,950			367	6,119
	児童福祉事業	32,509	21,139		1,430	562	9,378
	小計	151,863	83,930		6,079	3,497	58,357
社会保険	国民健康保険事業	14,781	7,629			404	6,748
	介護保険事業	106,981	3,103			5,873	98,005
	後期高齢者医療保険事業	76,679	13,852			3,552	59,275
	小計	198,441	24,584			9,829	164,028
保健衛生	成人保健事業	9,435	472		2,680	355	5,928
	母子保健事業	401				23	378
	感染症予防事業	3,945				224	3,721
	医療確保事業	45,076		23,500		1,220	20,356
	小計	58,857	472	23,500	2,680	1,822	30,383
合計	409,161	108,986	23,500	8,759	15,148	252,768	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。